

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	保育を取り巻く環境が厳しいなかで、待機児童の解消や、一時保育、延長保育など、子育て支援として高いニーズがある
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想や『文の京』ハートフルプランにおける保育内容の充実に直結するため、区の施策に適合している
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	保育環境の整備が求められる中で、利用者負担の軽減を図るためにも区が補助すべき事業である
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	実施せず、運営が滞った場合、待機児童のさらなる増加につながり大きなマイナスの影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	管内全ての私立認可保育所からの申請を対象としており、公平性を確保している
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	認可保育所の運営事業者が交付先となっており、事業所からの申請によって適正に決定されている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	保育所の職員や施設は確保されているため、保育サービスの向上を図るには補助金の交付が最も有効性が高い
	補助金の交付による効果が認められるか	A	補助金の交付により質の高い保育環境を維持することができ、待機児童の解消だけでなく、安定した雇用の確保にもつながっている
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	待機児童の解消や、子育て支援、利用者負担軽減など具体的効果が大きく、補助金額に見合うものである
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	保護者や保育所の児童に対しての支援にもつながるため、広く区民にも還元されている
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	抵触していない
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	保育園の運営や保育サービスに直結する補助金のため補助目的と合致している
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	事業実施計画書や決算書の提出を求めていること、適正に行われていることが確認できる

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	10	14	22	31
決算(予算)額	121,497	149,967	217,585	298,961
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	121,497	149,967	217,585	298,961
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	キッズソフィア・白山保育園、慈愛会保育園、八千代保育園、どんぐり保育園、まなびの森保育園、小学館アカデミー小石川保育園、こころの保育園文京西片、損保ジャパン日本興亜マイルキッズ江戸川橋、小学館アカデミー茗荷谷保育園、白山ひかり保育園、グローバルキッズ後楽二丁目園、グローバルキッズ後楽二丁目園分園、アスク本駒込保育園、キッズガーデン文京春日保育園、ベネッセ千石保育園、ベネッセかごまち保育園、グローバルキッズ新大塚園、ホビンスナースクール千駄木、たんぼぼ本園、たんぼぼ分園、たんぼぼ第二分園、たんぼぼ第三分園			

5 課題及び今後の方向性

現在において補助対象事業については適正であると考えているが、昨今の保育を取り巻く環境の変化から、国や都主導の補助金制度の新設も想定される。新たな補助金制度が出来た場合には、補助対象経費や補助額について検討する必要があると考える。